

## 北上川上流流域治水に関連する意見等のとりまとめ

## 1. 特定都市河川の指定について

意見・質問	課題解決に向けた提案・事務局の回答状況	推進に向けた課題・取組みの方向性（案）
<p>【指定の対象河川についての質問】</p> <p>➤ 準用河川も特定都市河川の指定対象となるのか？（第5回幹事会） ⇒対象とはならない</p>	<p>未回答？</p> <p>➤ 特定都市河川の指定は、河川整備だけでは防ぎきれない地域に対して指定されるもので、流域での対策についてハード・ソフトで対応するものとなる。当然各自治体でも対応いただくものも含まれる。そういったものを検討する協議会で、関係する機関が協力して流域水害対策計画を策定することになる。（第5回幹事会 事務局）</p> <p>➤ 特定都市河川では、流域水害対策計画の策定が必要となっている。流域水害対策は、各自治体で策定いただくことになり、その策定にあたり、流域水害対策協議会が必要になる。その主な協議事項としては、浸水被害防止のための雨水貯留浸透対策に関する事項や、浸水被害防止区域など土地利用に関する事項について協議を図る必要がある。この流域水害対策協議会は、大規模減災対策協議会など既設の会議の中で話し合うことができるとされており、新しい協議会ではあるが、一から協議会を立ち上げる必要はないものとなっている。（第5回幹事会 事務局）</p>	<p>➤ 特定都市河川のイメージ（国、県が想定しているもの）を示して、これを共有する。（釈迦堂川での取り組み、吉田川での取り組みなど）</p> <p>➤ 特定都市河川として、北上川流域で指定できる河川、候補を示す。</p> <p>➤ 昨年12月26日に整備局内に流域治水推進室を設置し、国管理河川だけではなく中小河川も含めた地域のサポートを実施する体制ができている。（第6回幹事会 事務局）</p>
<p>➤ 北上川水系で特定都市河川指定する予定はあるのか？（意見交換会）</p>	<p>➤ 現在指定に向けて検討中である（意見交換会 事務局）</p> <p>➤ 指定できる河川が拡充されている。指定要件に合致するところは指定に向けて検討していきたい。（意見交換会 整備局）</p>	
<p>【検討の進め方についての質問】</p> <p>➤ 釈迦堂川の流域水害対策検討会では、須賀川市、福島県、国、どこが主導しているのか、もし分かれば参考までに教えていただきたい。（第5回幹事会）</p>	<p>➤ 把握していない。後ほど（確認して）、メール等でお知らせする。（第5回幹事会 事務局） ⇒主導は国</p>	
<p>【特定都市河川についての関心】</p> <p>➤ 各自治体においては、当該自治体が管理する河川に対する判断となっており、指定の可能性は低い、予定しない。（意見交換会后）</p> <p>➤ 県管理、国管理の河川については、それぞれ県や国が指定に向けた判断をするものと考えており、早い段階で方針を示すべき。（意見交換会）</p>		<p>➤ 国・県管理河川が指定となっても、沿川自治体のメリットになることと指定に際して自治体が負うべき義務を明らかにし、特定都市河川指定についての自治体の関心・理解を進める機会をつくる</p> <p>⇒河川の指定となっているが、「流域水害対策」として考える</p>

<p><b>【流域水害対策協議会と流域治水協議会等との関係】</b></p> <p>➤ 流域水害対策協議会が設置されると、これまでの流域治水協議会はどうなるのか？各協議会の棲み分けは？（第6回幹事会 気象台）</p>	<p>流域治水協議会とは別の位置づけで併設されるかたちになる。流域治水協議会の中に、特定の河川を対象とした流域水害対策協議会ができて、対策メニューを作成していく形になる。（第6回幹事会 事務局）</p>	<p>➤ 各協議会の棲み分けについては、整備局にも確認し、次回情報を共有できるようにする。（第6回幹事会 事務局）</p>
--	---	---

## 2. 田んぼダムについて

意見・質問	課題解決に向けた提案・事務局の回答状況	推進に向けた課題・取組みの方向性（案）
<p><b>【取組み手法の提案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 北上川上流域として、流域治水協議会の中に田んぼダムの作業部会を設置し、情報共有を図りながら取り組めば事業の効果は高くなるのではないかと思う（第4回協議会）</li> <li>➤ 幹事会の構成員に各市町の農林部局の関係者の参画が必要（第4回協議会）</li> </ul>	<p><b>【ブロックに細分して取り組む】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 流域自体が広範囲なため、ある程度ブロックに区別した形で（ブロック毎で）具体的な中身を詰めていけるような形を想定している。<u>ブロック分け自体は今後検討する。</u>（第5回幹事会 事務局）</li> </ul> <p><b>【基盤・圃場整備と併せて実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 基盤整備にあわせて、あるいは基盤整備事業の中で実施することが一番確実に効果を得られるのではないか（第4回協議会）</li> <li>➤ 圃場整備事業で、一定の事業面積規模以上については事業要件として設定すれば、拡充の速度は早まるのではないか。（意見交換会后）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ブロック分けした各部会で情報共有を図りながら進められる取組みを図る</li> <li>➤ 圃場整備時に田んぼダムを導入した事例を紹介する</li> </ul> <p style="color: red; text-align: center;">⇒基本的に特別な整備等は必要としない</p>
<p><b>【ブロック分けについての確認・提案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ グループ分けするのは大変結構と思う。複数のグループができるかと思うが、意見交換などの運用面はどこが進めるとか考えはあるか？（第6回幹事会 盛岡市）</li> <li>➤ グループ分けは、どの程度の区分を想定しているのか？（第6回幹事会 気象台）</li> <li>➤ 田んぼダムのグループには、土地改良区も入れるなど、内容によってグループへの参集範囲を変えるべき。（第6回幹事会 東北農政局北調）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国交省と県が事務局に入って各グループに参画することを想定している。グループの内容によって、国、県、関連機関を含めて体制を組みたい。（第6回幹事会 事務局）</li> <li>➤ 大きく3つ程度のグループ分けを想定している。（第6回幹事会 事務局）</li> <li>➤ 内容によっては関連する部署は多くなり、関連するすべての人を現在の構成員に加えていくと非常に大きな組織になってしまうため、ある程度現在の構成員の部署で調整して進めてほしい。（第6回幹事会 事務局）</li> <li>➤ それぞれの自治体が意向のある者をグルーピングしていくと、効率的なのではないか。（第6回幹事会 盛岡市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 意見交換会後に実施した取組み状況に関するアンケート（北上川上流流域治水施設アンケート）集計結果等を参考に、グループを作る。（第6回幹事会 事務局）</li> <li>➤ 集計表で取組みを予定や条件付きで可能としているような自治体で田んぼダムに関連したグループを作る。（第6回幹事会 事務局）</li> <li>➤ 各構成員のニーズを確認させてもらって、それを踏まえてグループ分けに反映していく。（第6回幹事会 事務局）</li> </ul>
<p><b>【効果についての疑問】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 水田施策の見直しに伴う作付けの再検討や、大豆等への転作田での実施には適さない、といった課題も見えてきている。（第4回協議会）</li> <li>➤ 花巻市では、水田面積の約4割が既に転作されており、対象となりうる水田面積が少なくなっている。（第4回協議会）</li> <li>➤ 堰板を設置せずとも、水田の水が必要な時期は、畦畔超えるほどの水を入れている農家もあり、実際の流出抑制には問題があると考え。（意見交換会后）</li> </ul>	<p><b>【田んぼダムの効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 田んぼダムの手引きの中で当該資料記載の効果事例紹介（意見交換会 東北農政局北調）</li> <li>➤ 農地の下流部への流出抑制になっていることは確か。（意見交換会后）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 田んぼダムの効果について具体的事例の紹介（手引きの例他）</li> <li>➤ 現在の土地利用で、田んぼダムの導入可能地を示す。</li> </ul>
<p><b>【普及に向けた理解・協力の必要性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 農家が取組みするためのガイドラインが必要。（意見交換会）</li> <li>➤ 効果はあるだろうと思いつつも、どのように進めていいかわからないといったこともある。（第5回幹事会）</li> </ul>	<p><b>【田んぼダムの手引き】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 田んぼダムの手引きを紹介。（意見交換会 東北農政局北調）</li> </ul> <p><b>【PR取組み例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 田んぼダム実証事業の現地説明会や、防災イベント、町の防災ラ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 理解と意識の醸成を図るための地道なPR活動の紹介</li> <li>➤ 上下流での連携の具体事例（実施できた要因）の紹介</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害防止・軽減には一定の効果を認めるが、関係機関、関係者（農地所有者や利害関係者）と十分な協議を行い、メリット、デメリットを整理し、理解を促進することが必要。（意見交換会后）</li> </ul>	<p>ジオ等を通してPRを実施しており、町内の約半数の地区から前向きな回答を得ている。（第3回水協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 流出抑制に取り組んだ田んぼで収穫された米を、下流の地域で積極的に購入(軽トラ市等で販売)している事例もある。（意見交換会整備局）</li> <li>➤ 効果のPRや取組拡大に向けた啓発に努めながらも、無理強いせずじっくり進めていくことが最善の方法と考える。（意見交換会后岩手県農村建設課）</li> <li>➤ 田んぼダムへの取組にあたり、<u>生産者のインセンティブを付与する取組の具体例</u>がありましたら教示願う。（意見交換会后東北農政局北調）</li> </ul>	<p>⇒北上川上流の流域治水として、積極的に取り組むか否かを確認</p>
<p><b>【農業者の負担への懸念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>多面的機能支払交付金の活用を見込める地区に限られる</u>、といった課題がみられる（第4回協議会）</li> <li>➤ 市内の農業関係者からは、排水口の整備について今までやったことがないとの声がある（第4回協議会）</li> <li>➤ 田んぼダムの実施による農家への負担やデメリットがほぼないというデータが示されているが、本当にそうだろうか。豪雨時に農家が田んぼで行う作業はないのか。（意見交換会后）</li> </ul> <p>⇒<u>行う作業は特にない</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 費用負担の問題については、<u>補助の残りの部分の財政処置</u>も講じないと、田んぼダムを進めていくのは難しい（第4回協議会）</li> <li>➤ いろんな制度設計を行い、被害を受ける方にはきちっとした手当てが出る仕組みを作る必要があると感じている（第4回協議会）</li> <li>➤ <u>営農的にメリットが無く</u>、損失が営農者に出た場合、それをカバーする、しっかりした対策が必要（第4回協議会）</li> <li>➤ 農業の減反、担い手不足などが課題になっている中で、農業政策と連携しつつ、必要な手当ての取組みを願う（第4回協議会）</li> </ul>	<p><b>【負担軽減の提案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 田んぼダムの取組は、雨水を田んぼに一時的に貯留し、河川への流出のピークを遅らせるものである。これまで取り組んできた実施地区のアンケート調査では、収量が落ちるような被害はなかったとされている。また、管理労力への影響についても、デメリットはなかったとされている。ただし、河川の流水を貯留する遊水地においては、ゴミが流れ込んで農業関係者にゴミ処理負担が強いられている事例も聞いている。貯留による影響について、時期、雨量により影響は変わってくるが、農業関係者でデメリットを負担するのではなく、<u>流域治水として取り組む以上、メリットを受け</u> <u>る地域を含め地区全体としてデメリットを共有して負担する</u>ような<u>関係作りが必要</u>である。（意見交換会東北農政局北調）</li> <li>➤ スマート田んぼダムで水管理の自動化や、一定面積を一括管理できれば、農業者のメリットにもつながると考える（第4回協議会）</li> <li>➤ 作業部会や見学会等があれば、(参考にして)進めさせることができるという話も出ている（第5回幹事会）</li> <li>➤ 既存の状態でも水田は有効なダム機能をもっているとして、流出抑制費用を農家もしくは、地域水利組合へ管理費の上乗せができれば、水路管理や荒れた農地も少なくなっていくものとする。（意見交換会后）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 補助・交付金の紹介（具体的な地区での補助と個人の負担状況）</li> <li>➤ 地方環境税（水源税）の紹介（神奈川県）</li> </ul>

### 3. 流出抑制の推進について

意見・質問	課題解決に向けた提案・事務局の回答状況	推進に向けた課題・取組みの方向性（案）
<p><b>【実施の課題：補助・交付金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ R2～R6 が事業年度となっている、<u>緊急浚渫推進事業債</u>について、期間の大幅な延長が望ましい。（意見交換会后）</li> <li>➤ 老朽化した排水施設のメンテナンスに活用できる<u>交付金等のメニューを要望</u>（意見交換会）</li> <li>➤ 流出抑制について、新規の施設を構築することは、補助事業などの導入で建設コストを抑えられるが、コンクリート建設物や付随する設備の維持管理に費用が長期に掛かってくる。まして、施設償却し 50 年後に再度、同等の設備を建設するのは既存施設の取り壊しや、既存機能を維持したまま、更新しなければならない問題もあり、補助があるからと言って、整備に向かうことはできない。（意見交換会后）</li> </ul> <p><b>【実施の課題：都市化・市街地の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ビルの屋上緑化や屋上の雨水排水を遅らせられる装置の設置、または雨水排水ポンプのインバーター化を推進することによる市街地での河川への流出抑制の検討が必要（意見交換会）</li> <li>➤ 紫波町では、近年、中心市街地である国道 4 号沿線周辺において宅地開発が大幅に増加し、特にこれまで都市計画用途地域内でも比較的農地が残っていた赤石地区の増加が顕著となっている。（意見交換会后）</li> <li>➤ 開発事業者に対し、<u>浸透設備設置等の流出抑制策を指導している</u>。しかし、これまでも北上川の水位上昇により内水氾濫が発生してきた経緯を踏まえると、宅地開発による居住地域が増加した分、内水被害の発生のリスクは高まっており、<u>流出抑制と合わせて確実な排水対策が重要と考えている</u>。（意見交換会后）</li> </ul>	<p><b>【取り組み例：地方債を活用した河川改修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 木伏川では、幅広い河川用地を最大限利用して拡幅し、洪水時に、下流への流出抑制効果が期待できる改修を行っている。（意見交換会 事例紹介）</li> <li>➤ 緊急浚渫推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、河川改修、河川浚渫に活用している。（意見交換会 事例紹介）</li> <li>➤ 緊急債や緊急浚渫事業債は地方公共団体の声が中央に届いて今の令和 6～7 年度に延長された経緯がある。引き続き継続の必要性の声が重要（意見交換会 整備局）</li> <li>➤ 現在も活用している緊急浚渫事業債による事業を継続して実施し、流出抑制を図っていく。（意見交換会后）</li> </ul> <p><b>【新たな取組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新たな補助金とか支援制度を活用し、農家及び民間企業などの協力を得るため、賛助会員を募集するなど関係者を巻き込んだ協力体制の構築（意見交換会）</li> </ul> <p><b>【実施に向けたアドバイス・フォロー】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>しっかりとしたランドデザインを先導して頂ける人を国から派遣して、その地区の特徴や特性から必要な対策を導いてほしい</u>。（意見交換会后）</li> </ul> <p>⇒本局「<b>流域治水推進室</b>」設置（R4.12.26 記者発表）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 補助・交付金のメニューと活用事例の紹介</li> <li>➤ 人材は整備局の支援チームが該当？</li> <li>➤ 流出抑制対策のメニューをモデル地区で提示</li> </ul>

#### 4. 防災まちづくりの推進について

意見・質問	課題解決に向けた提案・事務局の回答状況	推進に向けた課題・取組みの方向性（案）
<p><b>【防災指針の策定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現在、都市計画のマスタープランに掲げるコンパクトで効率的なまちづくりの計画の作業を進めている。この防災計画の指針を踏まえ適正な立地計画を立て、将来を見据えた安全で安心なまちづくりを進めていきたい（第3回協議会）</li> <li>➤ 防災指針を新たに盛り込んだ立地適正化計画を作成の上、北上市都市計画マスタープランを策定（意見交換会 事例紹介）</li> <li>➤ 令和4年4月に公表した立地適正化計画に掲げた防災指針に基づきつつ上位計画とも整合を図り、防災まちづくりを推進する。（意見交換会後）</li> </ul>	<p><b>【防災指針策定事例】（意見交換会 事例紹介）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 令和2年3月に策定した立地適正化計画に防災指針編を追加する変更素案を作成した。防災指針には誘導区域等で想定される自然災害リスクを分析し、課題を整理するとともに、家屋倒壊等氾濫を売堤区域は誘導区域から除外する見直しを行った。</li> </ul> <p><b>【防災指針に基づく取り組み例】（意見交換会 事例紹介）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災指針に基づき、以下の取り組みを実施中 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域を含む一定の区域を都市居住区から除外</li> <li>・PFI事業により構想の建物が建築されることを契機に避難場所や防災備蓄倉庫棟の整備を含む防災に係る協定を締結</li> <li>・事前予測が可能な水害に対して、早めの避難が行えるよう防災訓練やマイタイムラインの作成周知などソフト面の取り組みを進める</li> </ul> </li> </ul>	<p>⇒流域市町の策定状況（立地適正化計画、防災指針）を確認 ⇒今後、策定を予定している市町の相談窓口的な役割</p>
<p><b>【安全な避難場所確保の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ハザードマップの浸水エリアに、避難場所の前沢と江刺の総合支所が含まれており、人口も多い所なので危機感を持って対応していかなければならない。（第3回協議会）</li> <li>➤ 雫石川で計画規模の災害が発生した場合、上流の竜川流域や下流域において洪水または浸水が起きる可能性があるが、上流の竜川沿いの避難場所は土砂災害警戒区域内にあり、土砂災害の危険がある場合は離れた避難所へ車両での避難となるため、早めの避難が重要と考えている。（第3回協議会）</li> <li>➤ 平成14年7月、平成19年9月、平成29年8月に大雨による北上川の氾濫では甚大な被害が発生しており、地域住民は大変大きな不安を抱えている。無堤区間も残っており、特に石鳥谷地域は想定最大規模の洪水発生の場合、河川東側の多くの居住地が浸水想定区域に含まれ、想定避難者数は約1,800人に上り、計画規模の洪水でも約1,300人の避難者が想定されるため、現在指定の避難所では全ての避難者を収容しきれず、避難場所の確保が最大の課題となっている。（第3回協議会）</li> <li>➤ 本当に3階建て以上の建物に避難させられるか、今後検討を進め継続してやっていく事が課題である（第3回協議会）</li> </ul>	<p><b>【取り組み事例：避難場所の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 駅の東側から避難所に向かう道路にアンダーパスが2か所あり孤立する恐れがあるため、公民連携で駅東側のホテルや立体駐車場の上層階部分を、一時的な避難場所として確保する協定を結ぼうと考えている（第3回協議会）</li> <li>➤ 町内には5つの河川があり、この河川の曲がりくねった所にある避難所は浸水しやすいと思われる。それらについては一時的に高台に移転するなど、避難所の機能と運営について再度ハザードマップを中心にしながら検討したい（第3回協議会）</li> <li>➤ 緊急避難場所は、30か所指定の内5か所が浸水想定区域内にあるが、民間の施設や県有施設、隣接市町村とも協議し、緊急避難場所をしっかりと確保していきたい。（第3回協議会）</li> <li>➤ 旧一関市街地の大半が、浸水想定区域内になるため浸水想定区域内に避難所が多く、水害時は基本的に利用が不可となるが、3階建て以上の建物では3階より上に避難するという事で運用可としている。（第3回協議会）</li> </ul> <p><b>【避難場所の周知の取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 避難場所は水害、土砂災害、地震に分けて、避難所の標識や防災マップ、消防防災セミナーなどで住民周知をしている。水害時に住民が誤って水害時使用不可の避難場所に避難する事がないよう周知の徹底が重要である。（第3回協議会）</li> </ul>	<p>➤ 具体的な課題や取り組み事例が得られる内容となっており、自治体相互に課題や取り組み例の紹介を進める ⇒特定都市河川の指定の可能性も含め、状況把握を行う</p>